

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十二号

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

広島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の広島県特定非営利活動促進法施行条例第二条第二項第二号の文書であつてこの条例の施行の日の前日までに発給されたものは、当該文書によつて証明しようとする者の住所又は居所が当該文書の発給された日から当該文書を添付して申請又は届出を行う日までの間に変更された場合を除き、改正後の広島県特定非営利活動促進法施行条例第二条第二項第一号に規定する書面とみなす。